

「情報公開文書」

受付番号：2022-1-1070

課題名：DSGb5 発現と泌尿器癌臨床像との関連についての研究

1. 研究の対象

2005年1月～2013年12月に当院で腎がん・前立腺がん・尿路上皮がん・精巣がんの手術を受けられた方

2. 研究期間

2014年4月（倫理委員会承認後）～2026年3月

3. 研究目的

当科研究室では、これまでに各種泌尿器科癌の糖鎖発現と臨床像を比較検討し、癌の転移や浸潤における糖鎖の果たす役割について明らかにしてきた。先行研究の中で、腎癌の糖脂質研究から新規に同定された糖脂質である DSGb5 は、NK 細胞からの寛容を得ることや、腎癌細胞の運動能を亢進させることにより腎癌の転移に関与していることが示唆された。また、ホルマリン固定パラフィンブロックでの抗 DSGb5 モノクローナル抗体である 5F3 を用いた免疫染色法を開発し、当科研究室における最近の研究で前立腺癌患者の全摘標本において DSGb5 高発現症例では手術後の生化学再発率が高いことが明らかとなった。そこで他の泌尿器癌（腎癌、尿路上皮癌、精巣癌など）においても、パラフィンブロックを使用して免疫染色を行い、病理パラメーターや術後の再発・転移、死亡率との関連を研究する。

4. 研究方法

対象は東北大学で 2005 年 1 月～2013 年 12 月までに腎癌・前立腺癌・尿路上皮癌・精巣癌に対して手術を行い、かつ同意を得た者とする。調査する標本はそれぞれ 100 例程度を予定している。免疫染色を行い病理学的パラメーター、術後の転移・再発、死亡率との関連を検討する。また糖鎖抗原（DSGb5）が腎癌組織において、これまで明らかとなった NK 細胞からの寛容を得ることや腎癌細胞の運動能を亢進させること以外に、腎癌細胞に対してどのような作用を示しているのかを検索する。

5. 研究に用いる試料・情報の種類

情報：病歴、治療歴、副作用等の発生状況、カルテ番号 等

試料：手術で摘出した組織、生検組織等

6. 外部への試料・情報の提供

該当なし

7. 研究組織

本学単独研究

8. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。
ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としますので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

東北大学大学院医学系研究科泌尿器科学分野

住所：仙台市青葉区星陵町1-1

電話番号：022-717-7278

研究責任者：伊藤明宏

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先：「8. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

- 1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合